

第五十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録第七号

昭和四十二年五月十一日(木曜日)
午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

政府委員

大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省関税局長 細見 卓君
事務代理 坂入長太郎君

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件
○通関業法案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

通関業法案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりました通関業法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現行の税関貨物取扱人は、貨物の輸出及び輸入に際し、荷主にかわつて通関手続を専門的にこなう業者に関する法律であります。その制定が明治三十四年に行なわれ、その後実質的な改正がなかつたため、その内容において現状に即さなくなつてゐる点が少なくありません。

このような事情に顧みて、最近における貿易量の増大等に対処して、貨物の通関手続の適正かつ迅速な実施を確保するとともに、これら業者に通関手続等を依頼する者の利益の保護をはかるため、通関業務従事者の一部について特別の資格を要することとする等制度の整備合理化をはかる必要があり、その名称を「税関貨物取扱人法」と改題し、その名称を「通関業法」に改めることとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、税関貨物取り扱い人の名称を「通関業者」に改めるとともに、その営業は、従来どおり税関長の許可を要することとしております。また、その業務の範囲、許可の基準及び資格事由について、実情に即した規定を設けることとしております。

第二に、通関士制度を新たに設けることとしております。すなわち、通関業者は、一定の資格試験に合格した通関士を各営業所に少なくとも一名以上配置して、輸入申告書等の重要な通関書類を審査せねばならないこととしております。ただし、地方港における通関業者及び特定貨物のみを取り扱う通関業者の場合は、例外とすることとしております。

第三に、通関業者の業務の遂行につきまして、

秘密を守る義務、料金の揭示義務、信用失墜行為の禁止等の規定を設け、利用者の利益の保護をはかることとしております。

第四に、通関業者によつてされた納税申告について、通関業者と税関との間の見解の相違に基づいて増額更正が行なわれることになる場合には、税関長は事前にその通関業者の意見を徴し、また、税関職員に貨物の検査をさせる場合には、通関業者またはその従業者に立ち会いを求めるため、その旨を通知しなければならないこととしております。

その他、通関業者及び通関士に不正があつた場合の処分、罰則等につきまして所要の規定の整備をはかることとしております。

なお、従来の税関貨物取り扱い人については、三年間は従前どおり営業を認め、その新許可への切りかえについては、許可の基準を緩和する等の措置を講ずることとしております。

以上が通関業法案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続いて、補足説明を聴取いたします。細見関税局長代理。

○政府委員(細見卓君) 簡単に、法案を提案いたしました業界の背景その他について、補足して申し上げます。

業界の概況でございますが、税関貨物取り扱い人は、貨物の輸出または輸入に際しまして、荷主の依頼を受けて、税関に対し貨物の通関手続を専門的にこなうことを業としておるものでございまして、その営業につきましては、現在はその業務を営もうとする管轄地域の税関長が免許をいたすということになっております。

この制度は、広く諸外国におきましてもこのような制度がございまして、わが国におきまして

は、明治の初年開港とともに横浜、神戸等の開港場におきまして、実質的にこの種の業務が存在いたして、明治三十四年に現行の税関貨物取扱人法が制定されて、その後はこの法律の規制を受けて今日まで営業が行なわれております。

昭和四十年三月末現在の実態調査の結果によりますと、税関貨物取り扱い人の業者数は五百九十四でございまして、税関ごとに若干重複いたしますので、免許数は八百三十二となっております。実働従業員数は約七千五百人でございまして、現在においてもこれらの数はほとんど変わつておりません。

業者のうち大部分は法人でございまして、個人業者はわずか四人でございまして、なおこの業態はおおむね専業といふことでなくて兼業が多くなつておりまして、兼業は港湾運送業とか、あるいは倉庫業、陸運業、運送代理店業、あるいは海運業等の業者がこの業務を兼業しておるというのが実情でございまして。

今回改正いたしました理由といたしましては、従来の税関貨物取扱人法の全文を改正いたしましてこの通関業法を提案したおもな理由といたしまして、一つは、明治三十四年に制定されたもので、非常に古い法律であるということ、現状に即さない面がある、それらの点につきまして適正な行政を行なうために必要な法改正を考えたものでございまして、そのおもな点を一、二申し上げますと、現在の貨物取り扱い人は、先ほど申しましたように、ほとんどが法人でございまして、現行法はほとんど個人免許を前提にしたようなものになつております。それから、現行法の制定後——現行法と申しますが、明治三十九年の法律であります、この制定後、港湾関係の業態が非常に機能分化をしてきておるわけでありまして、この法律はそうした機能分化に適應できない古い形の法

律になつておるといふ点でございます。それからまた、第三点は、現行法の規定が非常に簡單でありまして、免許の基準並びに業務の規制というふうなことにつきましては具体性を欠いてゐる。それらの規定の不備を補ふ必要があるといふわけでありまして。

なお、この改正のもう一つの大きな理由といたしまして、昨年十月から関税につきましては申告納税制度を採用したわけでありましたが、この申告納税制度が円滑にまゐりますためには、どうしても税関の業務の改善と並びまして申告される側のいろいろな御協力を要する、そういうような意味におきまして、この通関業法を改正いたしまして適正な申告の一助になるようにいたしたいと、かように考へるわけでありまして。

以上のような理由をもちまして、昨年末に大蔵省の代表者及び一般学識経験者の意見を聴取いたしました。種々検討を加へました上、関税審議会にもはかりまして、今回の全文改正をいたしたわけでございます。

改正の要点につきましては、先ほどの提案理由説明とは重複いたしますので、詳細は省略させていただきますが、今回の改正法律案におきましては、その業務の実態等に即しまして名前を通関業法と改められておりますが、そのほか、次のような改正を行なつております。

第一点は、業務の範囲であります。現行法におきましては非常にあいまいな「税関ニ対シ貨物ニ関スル手続ノ取扱ヲ為スヲ業トスル者」というようなことになつておりました。範囲があいまいでありますので、その点を明確にいたしております。

それから、第二番目は、営業の許可であります。許可にあたりましては、現在は明確な規定がなく、通達等による運営にまかされておりましたが、また、その欠格事由につきましても、法人を主とする業態の実情に即さないような欠格事由があげられておりましたので、そうした規定の不備を整備いたしまして、通関業の許可の一その適正

を期するようにいたしたわけでありまして。

それから、第三点は、通関士の設置でございますが、現行法では、税関貨物取り扱い人の従業者につきましては特別の資格を公には必要としないわけでありましたが、改正法におきましては、通関業を営むには一定の資格試験に合格した通関士を営業所ごとに少なくとも一人以上配置する必要を認めてゐるわけでございます。ただし、地方港あるいは特定の貨物のみを取り扱つておる業者におきましては、特例を設けております。

それから、第四点として、業務の規制についてでございますが、一般的に税関長の監督権限のみが現行法では規定されておりました。細部の運用というふうなことになりますと、すべて通達にまかされておるといふような点を改めまして、これらについてはっきりとした権利義務あるいは業務の規制といったようなものをきめておるわけでございます。

それから、業者の権利につきましては、義務と見合ひしまして業者の権利を第五点として取り上げておりました。現行法では特にそうした権利を認めておりませんが、改正案におきましては、業者がなした納税申告につきましては、業者と税関との間に意見の相違が出たときには、必ずこの業者の意見を徴することにしておる、あるいはまた、貨物の検査にあたりましては立ち会いを求める、あるいはその旨を通知することによって業者の立場を尊重するといふことになつておりました。

その他現行法におきましては、通関貨物取り扱い人はもちろんその従業者に不正があつた場合の税関長による処分、罰則等に関する規定など、今日におきましては実情に即さなくなつてゐるものにつきまして、これらの整備をはかる、同時に、監督の適正化を期するようにいたしております。また、当然のことでございますが、新しく通関士になられる方の資格試験等につきまして、必要な規定を設けております。

しかし、従来の業者との切りかえにあたりまして、従来の業者の権利を守る必要がございますので、

で、先ほどの提案理由にもございましたような新許可への切りかえにあつて必要な経過措置を設けてゐることは当然でございます。以上簡單でございますが、補足して説明いたしました。

○委員長(竹中恒夫君) 本案に対する質疑は後日行ないます。

本日はこれにて散會いたします。
午前十時三十二分散會

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、通関業法案

通関業法案

税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 通関業

第一節 許可(第三条―第十二条)

第二節 業務(第十三条―第二十二條)

第三章 通関士

第一節 通関士試験(第二十三条―第三十条)

第二節 通関士の資格(第三十一条―第三十条)

三 条

第四章 通関業者等の責任(第三十四条―第三十八條)

第五章 雑則(第三十九条・第四十条)

第六章 罰則(第四十一条―第四十五條)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることににより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従ふものとする。

一「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他関税に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれ許可又は承認を得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含み、貨物を保税地域に入

れ、又は保税地域から出すことの届出を除く。以下「通関手続」という。)

(イ) 輸出(関税法第七十五条に規定する積みもどしを含む)又は輸入の申告

(ロ) 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

(ハ) 保税倉庫若しくは保税工場に外国貨物を置くことの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る関税法第六十二条の三第一項の申告

(2) 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は大蔵大臣に対してする不服申立て

(3) 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は大蔵大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(以下

「通関書類」という。)を作成すること。

二 「通関業」とは、業として通関業務を行なうことをいう。

三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。

四 「通関士」とは、第三十一条第一項の確認を受けて通関業者の通関業務に従事する者という。

第二章 通関業

第一節 許可

(通関業の許可)

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 税関長は、前項の許可に条件を附することができる。

3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 税関長は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。

5 第一項の規定は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項の規定により弁護士が行なう職務については、適用しない。

(許可の申請)

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通関業務を行なおうとする営業所の名称及び所在地

三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数

四 通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものにのみ限られる場合には当該貨物の種類

五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その

の事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他大蔵省令で定める書面を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。

四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていないこと。

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号の一に該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者であつて復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして罰金(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。若しくは国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)において準用する場合を含む。))の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受け

た者であつて、それぞれその刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第九十九条から第一百二十二条まで(他の関税に関する法律において準用する場合を含む。))又は第一百十三條の二の規定ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税

に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

八 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)のうち前各号の一に該当する者があるもの

(関連業務)
第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

(営業所の新設)
第八条 通関業者は、その通関業の許可に係る税

関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

(営業区域の制限)
第九条 通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域(第三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。))の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条において同じ。)内においてのみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するものについては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

(許可の消滅)
第十条 通関業者が次の各号の一に該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡し、又は法人が解散したとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

2 税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるとときは、当該手続については、当該許可を受けていた者(その者が死亡した場合には、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。)が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

(許可の取消)
第十一条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すこと

ができる。

一 偽りその他不正の手段により通関業務の許可を受けたことが判明したとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

2 税関長は、前項の規定により通関業務の許可の取消しようとするときは、あらかじめその者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるとともに、第三十九条第一項の審査委員の意見を聞かなければならない。

(変更等の届出)

第十二条 通関業者が次の各号の一に該当するこ

となつた場合には、その者(第三号の場合にあつては、政令で定める者)は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

一 第四條第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第六條第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

三 第十條第一項の規定により通関業務の許可が消滅したとき。

第二節 業務

(通関士の設置)

第十三条 通関業者は、その通関業務を行なう営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該営業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その営業所において取り扱う通関業務が、第九條ただし書の場合を除き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることになつてゐる場合

二 その営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三條第二項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類貨物のみに限られてゐる場合

2 通関業者は、前項の規定によるほか、その通関業務を行なう営業所に通関士を置くことがで

きる。

(通関士の審査等)

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものの(通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名押印させなければならない。

(更正に関する意見の聴取)

第十五条 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、関税法第七條の四第一項又は第三項の規定による更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所屬又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に關し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該関税の額の増加が計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものである場合は、この限りでない。

(検査の通知)

第十六条 税関長は、通関業者の行なう通関手続に關し、税関職員に關税法第六十七條の検査その他これに準ずる関税に関する法律の規定に基づく検査で政令で定めるものをさせるときは、当該通関業者又はその従業員の立会いを求め

なければならない。

(名義貸しの禁止)

第十七条 通関業者は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

(料金の揭示等)

第十八条 通関業者は、通関業務(第七條に規定する通関業務を含む。)の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように揭示しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の料金の額について必要な

定めをすることができるとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して料金を受けてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務に従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの者でなくなつた後も、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第二十条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(押印等の効力)

第二十一条 第十四條の規定による通関士の記名押印又は第十五條若しくは第十六條の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分

の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(記帳、届出、報告等)

第二十二条 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務(第七條に規定する通関業務を含む。以下この項及び第三項において同じ)に關して帳簿を設け、その収入に關する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に關する書類を一定期間保存しなければならない。

い。

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務に従業者(当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務に従業者)の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱いに係る通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しな

なければならない。

第三章 通関士

第一節 通関士試験

(通関士試験)

第二十三条 通関士になろうとする者は、通関士試験に合格しなければならない。

2 通関士試験は、通関士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、次に掲げる科目について行なう。

一 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易管理法(同法第六章に係る部分に限る。)

二 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

三 通関業法

(試験科目の一部免除)

第二十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、通関士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して十五年以上になる者 前条第二項第一号及び第二号に掲げる科目

二 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して五年以上になる者 前条第二項第二号に掲げる科目

(通関士となる資格)

第二十五条 通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する。

(受験手数料)

第二十六条 通関士試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通関士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

(試験の執行等)

第二十七條 通關士試験は、毎年一回以上、大蔵大臣が決定する問題により、各税関長が行なう。ただし、試験の採点は、次条第一項の試験委員が行なう。

(試験委員)

第二十八條 大蔵大臣は、毎回の通關士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、十五人以上の試験委員を委嘱するものとする。

2 試験委員は、通關業務に關し學識経験のある者のうちから委嘱する。

(合格の取消し等)

第二十九條 税関長は、不正の手段によつて通關士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 税関長は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年以内の期間を定めて通關士試験を受けることができないものとすることができる。

(省令への委任)

第三十條 この節に定めるもののほか、通關士試験の受験の手續その他通關士試験に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 通關士の資格

(確認)

第三十一條 通關業者は、通關士試験に合格した者を通關士という名称を用いてその通關業務に従事せよとするときは、その者の氏名、通關業務に従事せよとする營業所の名称その他政令で定める事項を税関長に届け出て、その者が次項の規定に該當しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該當する者は、通關士となることができない。

一 第六条第一号から第七号までの一に該當する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該當する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該當する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四條第一項の規定により通關業務の停止の処分を受けた者(当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。)

ロ 第三十五條第一項の規定により通關業務に従事することを停止された者

(通關士の資格の喪失)

第三十二條 通關士は、次の各号の一に該當するときは、通關士でなくなるものとする。

一 前条第一項の確認を受けた通關業者の通關業務に従事しないこととなつたとき。

二 第六条第一号から第七号までの一に該當するに至つたとき。

三 第二十九條第一項の規定により通關士試験の合格の決定が取り消されたとき。

四 偽りその他不正の手段により前条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

(名義貸しの禁止)

第三十三條 通關士(前条第一号の規定に該當し、第二十二條第二項の規定による異動の届出がない者を含む。)(は、その名義を他人に通關業務のため使用させてはならない。

第四章 通關業者等の責任

(通關業者に対する監督処分)

第三十四條 税関長は、通關業者が次の各号の一に該當するときは、その通關業者に対し、戒告し、一年以内の期間を定めて通關業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通關業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三條第二項(第八條第二項)において準用する場合を含む。の規定により許可に附された条件又は関税法その他関税に關する法令の規定に違反したとき。

二 通關業者の役員その他通關業務に従事する者につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に關する法令の規定に違反する行為があつた場合又は通關業者の信用を害するやうな行為があつた場合において、その通關業者の責めに帰すべき理由があるとき。

2 税関長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(通關士に対する懲戒処分)

第三十五條 税関長は、通關士がこの法律又は関税法その他関税に關する法令の規定に違反したときは、その通關士に対し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通關業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通關業務に従事することを禁止することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(調査の申出)

第三十六條 何人も、通關業者又は通關士に第三十四條第一項又は前条第一項に該當する事実があると認めるときは、税関長に対し、その事実を申し出て、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

(処分の手續)

第三十七條 税関長は、第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該通關業者又は通關士にその旨を通知して、相當の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

2 税関長は、第三十四條第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九條第一項の審査委員の意見を、第三十五條第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通關士がその業務に従事する通關業者の意見を、それぞれ聞かなければならない。

3 税関長は、第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(報告の徴取等)

第三十八條 税関長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通關業者から報告を徴し、又は税関職員をして通關業者に質問させ、若しくはその業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

2 税関職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雜則

(審査委員)

第三十九條 税関長は、第十一條第一項又は第三十四條第一項の規定による処分について意見を聞くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2 審査委員は、通關業務に關し學識経験のある者のうちから委嘱する。

(名称の使用制限)

第四十條 通關業者でない者は、通關業者という名称を使用してはならない。

2 通關士でない者は、通關士という名称を使用してはならない。

第六章 罰則

第四十一條 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

一 偽りその他不正の手段により第三條第一項又は第八條第一項の許可を受けた者

二 第三條第一項の規定に違反して通關業務を営んだ者及び同条第二項(第八條第二項)において準用する場合を含む。の規定により附された条件又は第九條の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通關業務を営むことができない地域以外の地域において、通關業務を営んだ者

- 三 第十九条の規定に違反して、通関業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した者
 - 四 第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止の処分違反して通関業務を行つた者
 - 2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。
 - 第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
 - 一 偽りその他不正の手段により第三十一条第一項の確認を受けた者
 - 二 第三十五条第一項の規定による通関業務に従事することの停止又は禁止の処分違反して通関業務に従事した者
 - 第四十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十八条第二項の規定により大蔵大臣がしたために反して料金を受けた者
 - 二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員との質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 第四十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十七条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者
 - 二 第三十三条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者
 - 三 第四十条の規定に違反して通関業者又は通関士という名称を使用した者
 - 第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十一条第一項（第三号を除く）、第四十二条第一号、第四十三条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。
- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に税関貨物取扱人法（以下「旧法」という。）第二条第一項の規定による免許の申請をしていない者については、第三条から第五条までの規定を適用せず、なお旧法第二条第一項の規定の例による。
- 3 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定による免許を受けている者及び前項の規定の適用を受けて同条第一項の規定の例による免許を受けた者（これらの者で次項の規定による更新の免許を受けたものを含む）は、この法律の施行の日から三年間は、第三条第一項の規定による税関長の許可（これらの免許に条件が附されているときは、当該条件を附された当該許可）を受けた者とみなす。
- 4 前項の場合において、同項の免許に附された期限が経過するときは、税関長は、同項の期間内は、従前の例によりその更新をすることができ、
- 5 附則第三項の規定の適用を受ける者に係る旧法第二条第二項に規定する免許料及び旧法第五条に規定する身元保証物については、なお従前の例による。
- 6 附則第三項の規定の適用を受ける者については、第十三条第一項の規定は、適用しない。
- 7 附則第三項及び前項の規定は、同項に規定する者で第十三条第一項の要件を備えるもののうち第六号各号の一に該当しないものにつき、附則第三項の期間内において第三条第一項の許可をすることを妨げない。
- 8 旧法又はこれに基づく命令によつてした処分（附則第十二項の規定によりされる処分を含む）、手続その他の行為（附則第二項の免許の申請及び附則第三項の免許を除く）は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。
- 9 第六号第五号及び第八号、第十一号第一項第二号、第十二号第二号、第三十一号第二項第一号並びに第三十二号第二号の規定の適用については、旧法に基づいて刑に処せられた者は、この法律に基づいて刑に処せられた者とみなす。
- 10 第二十四条の規定の適用については、旧法に基づき税関貨物取扱人の業務で同条に規定する政令で定める通関業務に相当するものに従事した期間は、通関業者の当該通関業務に従事した期間とみなす。
- 11 この法律の施行の際現に通関業者という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、第四十条第一項の規定は、適用しない。
- 12 この法律の施行前に税関貨物取扱人の業務に關する法令に違反し、又は旧法の規定に基づく税関長の命令に違反した行為に対する税関長の処分については、なお従前の例による。
- 13 この法律の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる身元保証物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 14 大蔵省設置法昭和二十四年法律第四百四十四号の一部を次のように改正する。
 - 第四条第二十六号を次のように改める。
 - 二十六 通関業の許可をし、これを営む者を監督し、及び通関士試験を行なうこと。
 - 第九条の二第五号を次のように改める。
 - 五 通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験に關すること。
 - 15 関税法の一部を次のように改正する。
 - 第十三条の三「税関貨物取扱人」を「通関業者」に、「税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第一条」を「通関業法（昭和四十二年法律第 号）第二条第三号」に改める。
 - 第一百五号第一項第六号及び第一百十号第二項中「税関貨物取扱人」を「通関業者」に改める。
 - 第一百十三号の二中「税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通関業務を委託した者」を「通関業者」に改める。
 - 16 登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。
 - 附則第八条に次の一項を加える。
 - 3 通関業法（昭和四十二年法律第 号）附則第三項（税関貨物取扱人の経過措置）の規定により同法第三条第一項（通関業の許可）の規定による税関長の許可を受けた者とみなされた者で同法附則第三項の期間内に同条第一項の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通関業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。
 - 別表第一の第二十七号中「税関貨物取扱人の許可」を「通関業の許可」に、「税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第二条」を「通関業法（昭和四十二年法律第 号）第三条」に、「免許件数」を「許可件数」に改める。